

第2期東京都地域住宅計画の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した社会資本総合整備計画	
①計画の名称	第2期東京都地域住宅計画
②都道府県名	東京都
③計画作成主体	東京都及び 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市 瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
④計画期間	平成22年度 ～ 27年度
⑤計画の目標	良質な住宅ストック及び住宅市街地を形成するとともに、透明で競争性の高い住宅市場を構築し、都民のニーズに適した住宅選択が実現できるようにする。また、公営住宅をはじめ、民間住宅も含めた住宅全体のセーフティネット機能を向上し、都民の居住の安定を確保する。
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	東京都において評価を行い、計画策定主体である59区市町村に意見を照会した上で確定（平成29年1月）
⑦事後評価の結果	<p>指標①：「住宅の耐震化率」</p> <p>定 義：都内の住宅のうち、必要な耐震性を満たしている住宅の割合（東京都耐震改修促進計画による）</p> <p>評価方法：住宅・土地統計調査等の資料を用いた数値</p> <p>結 果：従前値：79%（平成21年度末）⇒目標値：90%（平成27年度末） ⇒実績値：83.8%（平成26年度末）</p> <p>結果の分析：住宅の耐震化率については、平成25年住宅・土地統計調査等を基に平成26年度末の住宅数を推計して算出した推計値である。平成26年度に行った推計では、実績値83.8%と、従前値に比較して約5ポイント改善されており、着実に取組の成果が上がっている。</p> <p>指標②：「誘導居住面積水準以上世帯の割合」</p> <p>定 義：都内全住宅における誘導居住水準を上回る子育て世帯の割合（住宅・土地統計調査）</p> <p>評価方法：住宅・土地統計調査等の資料を用いた数値</p> <p>結 果：従前値：26%（平成20年）⇒目標値：50%（平成27年） ⇒実績値：29%（平成25年）</p> <p>結果の分析：誘導居住面積水準以上世帯の割合については、住宅・土地統計調査から算出している。平成25年度に行われた直近の調査では、実績値29%と、従前値に比較して3ポイント改善されており、着実に取組の成果が上がっている。</p>

指標③：「高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化）」

定義：都内の高齢者が居住する住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合（住宅・土地統計調査）「手すりの設置（2箇所以上）」又は「段差のない屋内」を満たす

評価方法：住宅・土地統計調査等の資料を用いた数値

結果：従前値：40%（平成20年）⇒目標値：75%（平成27年）
⇒実績値：43%（平成25年）

結果の分析：都内の高齢者が居住する住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合（一定のバリアフリー化）については、住宅・土地統計調査から算出している。平成25年度に行われた直近の調査では、43%と従前値に比較して3ポイント改善されており、取組の成果が上がっている。

指標④：「高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率（高度なバリアフリー化）」

定義：都内の高齢者が居住する住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合（住宅・土地統計調査）「手すりの設置（2箇所以上）」、「段差のない屋内」、「車椅子で通行可能な廊下幅」のすべてを満たす

評価方法：住宅・土地統計調査等の資料を用いた数値

結果：従前値：11%（平成20年）⇒目標値：25%（平成27年）
⇒実績値：12%（平成25年）

結果の分析：都内の高齢者が居住する住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合（高度なバリアフリー化）については、住宅・土地統計調査から算出している。平成25年度に行われた直近の調査では、12%と従前値に比較して1ポイント改善されており、取組の成果が上がっている。

指標⑤：「豊島区内の空き家棟数に対する不良住宅棟数の割合」

定義：豊島区内の空き家棟数に対する不良住宅棟数の割合（豊島区空き家実態調査による）

評価方法：平成23年度豊島区空き家実態調査による数値

結果：従前値：2.2%（平成23年）⇒目標値：0%（平成27年）
⇒実績値：0.1%（平成27年）

結果の分析：平成23年度における空き家棟数に対する不良住宅棟数の割合は、従前値より2.1ポイント改善されており、着実に取組の成果が上がっている。

⑧結果の公表方法

東京都及び共同作成区市町村のインターネットにて公表を行う。

3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等

⑨今後の住宅施策の取組への反映	<p>(事後評価の結果を踏まえ、次期計画に反映すべき事項や目標を達成するための措置等を記載。地域住宅協議会等において協議を行った場合はその旨を記載。)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本事後評価において、事業効果の発現状況が確認でき、事業により本計画の目標である①良質な住宅ストックと良好な住環境の形成、②住宅市場の環境整備、③都民の居住の安定確保が図られていることが確認できた。・ 住宅の耐震化率については、引き続き災害に強い住宅・まちづくりの実現を推進する取組みとして、住宅の耐震化を促進する必要があるため、第3期東京都地域住宅計画において目標値を95%と設定する。・ 誘導居住面積水準以上世帯の割合については、引き続き取り組むが、東京都住宅マスタープランとの整合性を図るため、第3期東京都地域住宅計画の指標から除くこととし、最低居住面積水準未満率の目標値をほぼ解消と設定する。・ 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化）については、今後も団塊世代の高齢化に伴い、より一層の高齢者対策が重要になるため、第3期東京都地域住宅計画において、一定のバリアフリー化率の目標値を80%と設定する。・ 高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率（高度なバリアフリー化）については、引き続き取り組むが、東京都住宅マスタープランとの整合性を図るため、第3期東京都地域住宅計画の指標からは除くこととする。・ 豊島区内の空き家棟数に対する不良住宅棟数の割合については、空き家住宅の除却により居住環境の整備改善を推進するため、引き続き第3期東京都地域住宅計画において目標値を設定する。・ 上記の措置については、地域住宅協議会において協議を行っている。
⑩その他	(特記すべき事項があれば記載)

※この事後評価は別添の第2期東京都地域住宅計画について行ったものである。